

新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第80回）記録

開催日（書面開催） 令和5年9月29日（金）

1 各部報告

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する令和5年10月以降の区の対応について（危機管理担当部）

令和5年10月以降の区の対応について、以下のとおり継続することを決定した。

- マスク着用の取扱いについて、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、区民に対しては着用が効果的である場面などを周知するとともに、職員は、原則区民等と接する場合や政府が着用を推奨する場面においては着用する。
- 区施設等の運営や区事業の実施にあたり、「手指消毒液の設置」、「換気」等の基本的な感染対策を実施し、その他の感染対策として、「入口での消毒液の設置」、「アクリル板等の設置」等を実施する。また、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」等の感染対策は、高齢者等重症化リスクの高い方に配慮し、有効性を周知する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に対する令和5年10月以降の区の対応（相談対応等）について（健康部）

令和5年10月以降の、区における、相談、検査及び積極的疫学調査等の対応について、以下のとおり決定した。

- 現行の「新宿区新型コロナウイルス電話相談センター」における相談対応を継続して実施する。
- 重症化リスクが高い方が多く入所する高齢者施設等で陽性者が発生した場合の集中的検査について、引き続き、区は東京都健康安全研究センターと連携し

行政検査として実施する。なお、区内医療機関への検査協力金の支給は 9 月 30 日で終了する。

- 10 月以降、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での入院調整を基本とする仕組みに移行し、東京都入院調整本部や保健所を介した入院調整は終了する。また、都は高齢者等医療支援型施設の運営を 10 月以降も継続し、医療機関は施設に対し直接、入所を依頼する。引き続き、区は「新宿区新型コロナウイルス電話相談センター」において、寄せられた相談等に適切に対応する。
- 積極的疫学調査について、高齢者施設等での集団感染に関する連絡があった際に、引き続き、区は都と連携し、必要に応じて積極的疫学調査を実施し、施設等における感染対策を支援する。